

別表第1

基準点数			
保護者が小学校就学前子どもを保育できない理由、状況等			点数
就労（内職を除く。）	月20日勤務として、1日の就労時間	8時間以上	20
		7時間以上	18
		6時間以上	16
		5時間以上	15
		4時間以上	14
		4時間未満	8
内職	月20日勤務として、1日の就労時間	7時間以上	14
		5時間以上	12
		4時間未満	10
心身障がい、疾病又は負傷（診断書がある場合は、診断書を優先する。）	身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている場合		21
	身体障がい者手帳3・4級の交付を受けている場合		14
	身体障がい者手帳5・6級の交付を受けている場合		10
	療育手帳A判定の交付を受けている場合		21
	療育手帳B判定の交付を受けている場合		17
	精神障がい手帳1級の交付を受けている場合		21
	精神障がい手帳2級の交付を受けている場合		18
	精神障がい手帳3級の交付を受けている場合		15
診断書提出（診断書の内容によって点数を決定する。）の場合		5～30	
介護（別居の親族を含み、特別養護老人ホーム入所の場合を除く。）	自宅で、要介護4・5の認定を受けた者を介護している場合		20
	自宅で、要介護3の認定を受けた者を介護している場合		18
	自宅で、要介護1・2の認定を受けた者を介護している場合		16
	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A判定又は精神障がい手帳1級の交付を受けた者を介護している場合		20

	入院付添の場合		10～ 16
	診断書提出者を介護（診断書の点数から－3する。）している場合		2～27
家庭の災害	居宅が損壊した場合		22
妊娠・出産	出産予定前8週後8週である場合		20
就学	月20日就学として、1日の就学時間	8時間以上	20
		7時間以上	18
		6時間以上	16
		5時間以上	15
		4時間以上	14
		4時間未満	8
求職中	求職中の場合		1
	母子又は父子家庭の求職中の場合		5
	求職中以外の認定に必要な書類の提出がない場合		1
	生計中心者が求職中である場合		5
	就労時間が2.4時間未満かつ求職中である場合		1
その他	府令第1条の5第8号に該当するおそれがあり、緊急度の高い場合		

備考

就労等の時間が不規則な場合は、月20日の就労等とし、その平均の時間とする。